

鳥取県告示第484号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年7月3日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	居宅支援事業所鳥取北ホームヘルプサービスセンター	鳥取市秋里1181	居宅介護、重度訪問介護	平成24年7月1日